

# 志賀原発訴訟の これまでとこれから

2014.11.8

弁護士 岩淵 正明  
(金沢弁護士会)

# 第1 志賀原発訴訟の経緯

1. 北陸電力(北陸3県を中心とした電力会社)の原子力発電所1号機(沸騰水型BWR、54万kw)88年8月に設置許可  
88年12月・89年7月に合計200名の原告で、北陸電力を被告として金沢地裁民事差止訴訟提訴 → 94年08月 請求棄却  
00年12月 上告棄却で敗訴確定
2. 2号機(ABWR、135.8万kw)99年4月設置許可  
17都府県の原告135名、99年8月に金沢地裁へ提訴  
06年03月24日 差止め判決  
09年3月 名古屋高裁金沢支部 逆転の敗訴判決  
10年10月 最高裁 上告棄却

# 第2 2号機訴訟での勝訴判決

①全国初めての民事差止め判決

②北陸電力の耐震設計では、

- i. 直下地震の想定がM6.5とされているがM7.3の可能性もあり小規模に過ぎ
- ii. 文科省の地震調査委員会では邑知湍断層帯の一連の断層が一体として活動してM7.6程度の地震が発生としており、北電は活断層を8Kmとしているが、44Kmまで想定すべきである
- iii. 大崎の方法が開発された当時から大きく進展していて、これらの手法の持つ限界も明らかになって、これらの手法による予測を大幅に超える地震動を生じさせた地震が現に発生したのであるから、現時点においてはその妥当性は認められない

想定を超えた地震動によって事故が起こる具体的危険がある

③ 万一の地震が発生した場合、外部電源の喪失、非常用電源の喪失、配管の破断、冷却材の減少・喪失、ECCSの故障等が考えられ、スクラムの失敗や炉心溶融事故の可能性もあり、機器の単一の故障に止まらず、多重防護が有効に機能するとは考えられない

→ 今回の福島原発事故を予測する判決

## ④立証責任

原告らは、被告の安全設計に不備があることを相当程度立証しているから、次は、被告において、原告らが指摘する具体的危険が存在しないことについて反証を尽くすべきであるが、被告の反証が成功していないとした。

井戸謙一元裁判長は、新聞のインタビューで「科学的にどちらの主張が正しいかという判断はできない。立証責任の判断しかない。どちらにどの程度の立証責任を負わせるのが妥当かという判断だ。『危険が証明されていないから安全』でいいのか、『安全が証明されていないから危険』と判断すべきなのか。」

## ⑤ 差止めを求めうる原告の範囲

重大事故が発生した場合、原告らのうち最も遠方の熊本県（原発から約700km）に居住する者についても、許容限度である年間1ミリシーベルトをはるかに超える50ミリシーベルトの被ばくの恐れがある

# 第3 福島原発事故前の原発裁判の状況

主な原発訴訟 住民側からは2勝31敗

対象原発	所在地	提訴	請求	1審	2審	最高裁
伊方1号	愛媛	1973年8月	設置許可取り消し	×	×	×
東海第2	茨城	1973年10月	"	×	×	×
福島第2・1号	福島	1975年1月	"	×	×	×
伊方2号	愛媛	1978年6月	"	×	—	—
柏崎刈羽1号	新潟	1979~80年	"	×	×	×
文川1、2号	宮城	1981年12月	建設・運転差し止め	×	×	×
もんじゅ	福井	1985年9月	設置許可無効確認	×	◎	×
もんじゅ	福井	1985年9月	建設・運転差し止め	×	—	—
泊1、2号	北海道	1988年8月	"	×	—	—
志賀1号	石川	1988~89年	"	×	×	×
福島第2・3号	福島	1991年4月	運転差し止め	×	×	×
高浜2号	福井	1991年10月	"	×	—	—
島根1、2号	島根	1999年4月	"	×	●	—
志賀2号	石川	1999年8月	"	◎	×	×
浜岡1~4号	静岡	2003年7月	"	×	●	—

◎原告側勝訴 ×原告側敗訴 ●係争中

# 第4 何故他の裁判では負けてきたか

## 柏崎刈羽原発訴訟の一部に関与した新潟地裁の元裁判官の述懐

- ① 裁判官は原発の技術面は素人で、専門家が作った安全基準に合致していれば、安全と言わざるを得ない → 「専門家」は「原子力村」という閉鎖的な人的ネットワークをつくり、安全基準を作った規制機関も十分な安全規制を取ってきてこなかった
- ② 3人の裁判官で原発を止めたことで、電気が足りず産業界に大きな不利益が生じたら、責任が取れるのか → 井戸判決では本件原子炉の運転が差し止められても、電力供給にとって特段の支障にならないとした。
- ③ 原発推進が国策である以上、それに反する判決を出しても、上級審では覆されるし、裁判官個人のキャリアに傷が付くと自粛してしまう空気がある → 原発をなくすあるいは減らすべきであるとする世論が過半数を超えている。



# 第5 福島原発事故の衝撃

## 1. 原発被害の特殊性

- ・ 深刻———生命(死者)・身体(被曝)・財産(生活の崩壊)・コミュニティ破壊
- ・ 広範囲———約50km圏内避難、最悪事態で250km避難予測
- ・ 長期———3年経過後も10万人以上避難・汚染土の貯蔵・現在も続く放射能汚染と漏れ・PUの半減期2.4万年
- ・ 不可逆性——一旦損傷された人体被害の回復困難性・国土が放射能汚染によって30年、50年経っても人が住めなくなる(帰宅困難地区)

## 他の施設の事故とは異なる

大飯原発判決「大きな自然災害や戦争以外で、人格権の根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定しがたい」

→従って原発には高度の安全性が求められる？

## 2. 「想定外」事故の発生

- ① 想定できなかったM9の地震
- ② 想定しなかった非常用発電機2機の停止
- ③ 想定しなかった長時間の全電源喪失
- ④ 想定しなかったメルトダウンやメルトスルーのシビアアクシデント

→科学の不確実性(①)やトランスサイエンス(②③④)の再確認

→安全性の判断を科学者の専門的判断に委ねてしまうこと

はできない？

(参考資料)

### 30年以内に震度6以上の地震が起きる確率

算定基準日 2011年1月1日

設置者名	発電所名	30年以内に震度6以上の地震が起きる確率
北海道電力	泊発電所	0.4%
東北電力	女川原子力発電所	8.3%
	東通原子力発電所	2.2%
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所	2.3%
	福島第一原子力発電所	0.0%
	福島第二原子力発電所	0.6%
中部電力	浜岡原子力発電所	84.0%
北陸電力	志賀原子力発電所	0.0%
関西電力	美浜発電所	0.6%
	大飯発電所	0.0%
	高浜発電所	0.4%
中国電力	島根原子力発電所	0.0%
四国電力	伊方発電所	0.0%
九州電力	玄海原子力発電所	0.0%
	川内原子力発電所	2.3%
日本原子力発電	東海第二発電所	2.4%
	敦賀発電所	1.0%
原子力機構	もんじゅ	0.5%

地震調査研究推進本部地震調査委員会が取りまとめた各サイト毎の30年以内に震度6以上の地震が起きる確率を防災科学技術研究所の地震ハザードステーションにより公開したものを抜粋

# 3 科学における不確実性とその限界

## 1. 作動中の科学の不確実性

- ・科学は自然の理(自然法則)を理解することを目標にする
- ・**科学者が現在進行形で研究を進めているような現象には、正しい答えは未だない**

## 2. 科学における不確実性を示す例の一つは地震学

- ・地震学は福島第一原発事故の原因となったM9の地震を想定できなかった
- ・**瀨瀨一起東京大学地震研究所教授(原子力安全・保安院の「地震・津波、地質・地盤合同政府の合同ワーキンググループ」の主査)**

「M9クラスの超巨大地震が起きる可能性があるということは、全く予測されていなかった。ここに、現段階での地震の科学の限界を見ることができる。現象が複雑系で決定論的な理解が困難なこと、実験で再現することが不可能であること。**地震発生の「いつ」どころか、「どこで」「どのくらいの大きさ」といった情報すら、依然として大きな不確定さが伴うことが、今回の地震で明らかになった。」**

## 3. 大飯原発判決

「地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法が取れない以上過去のデータに頼らざるを得ない。」

# 4 トランス・サイエンス

- 「科学に問うことはできるが、科学だけでは答えることのできない問題」
  - アメリカの原子力工学者アルヴィン・ワインバーグが、1972年に原子力発電所の多重の安全装置が全て同時に機能喪失するという事故の可能性を例に、工学的判断の限界を論じた
  - 全機能喪失を「無視しうる低確率」とみるのか、それとも万が一発生した場合の被害の甚大さを考えて、更に対策を講ずべきと考えるのかという点になると、科学の専門家の判断は収束しない
  - このような事例を「トランス・サイエンス」として、このような事例に関する意思決定においては科学者の判断は特権的な位置を占めることはできないと主張
- 原発の安全性を判断するには科学的な「正しさ」だけでは決められない

## 第6 現在の志賀原発訴訟での新たな主張

- 1 福島第1原発事故後、原発訴訟における新たな司法判断の枠組みが求められている。
- 2 民事訴訟の一般原則からすると・・・原告には、
  - ①人格権等侵害の具体的危険性があること
  - ②高度の蓋然性のレベルの立証が必要
- 3 この原則の見直しが求められる
- 4 手法として以下の方法が考えられる
  - ①伊方最高裁判決からのアプローチ
  - ②立証命題の再構築からのアプローチ

- (1) 伊方最高裁判決の考え方の民事訴訟への準用
- ① 被告において、当該原子炉の**安全性に欠ける点がないこと**を相当の根拠、資料に基づき主張、立証すべきであり、
  - ② 被告がそのような主張、立証を尽くさない場合には、当該原子炉の**安全性に欠ける点があることが事実上推認される。**

## (2) 被告にどの程度の立証が求められているか

### ① 伊方最高裁判決の判示

- ・ 「被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、**立証**する必要がある。」  
→ **どの程度の立証を要するかは示されなかった**

### ② 従来 of 裁判例

従来 of 裁判例は、伊方最高裁判決 of 判断枠組みを採用しておきながらも、この「安全性に欠ける点のないこと」 of 立証を安易に認めてきた。

- ・ 「当該原子炉施設が**原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って設置運転されていること**」（浜岡一審判決）
- ・ 「安全審査における**審査指針等 of 定める安全上 of 基準を満たしていること**」（志賀2号機控訴審判決）



### (3) 福島原発事故による見直し

- ① 福島原発事故では**国の規制に従って設置運転されていても**、「万が一にも起こらないよう」にしなければならぬ**シビアアクシデントが発生した**。
- ② 国の諸規制に基づいて設置運転されていることと  
いった、低いレベルの事実では、「重大な災害・  
過酷事故が万が一にも起こらない」とは到底言え  
ない
- ③ 求められる**立証の程度は相当程度厳格なもの**が求  
められるべき。

## (4) 求められる立証の程度

- ① 具体的には、一定の科学的・経験的合理性ある異論があれば、この異論を検討し、電気事業者には異論を排除する特段の合理的理由の立証まで求められるとされるべきである。
- ② 下山憲治 名古屋大学大学院教授
  - 原子力施設の場合、予想される被害の程度・規模、影響の大きさなどを踏まえ、例えば専門家間の対立する見解の双方に相応の科学的信頼性・妥当性が認められれば、予防・事前警戒に軸足を置いて、「発生しえない」とはいえない被害・損害は適切に考慮され、対応されなければならない。

# 第7 立証命題の再構築という観点からのアプローチ

## (1) 従来 of 裁判例

原告が立証すべき「**具体的危険性**」は立証されておらず、**抽象的危険性**にすぎないとして、原告の請求を棄却。

## (2) 具体的危険性と抽象的危険性(原田尚彦東大教授の説)

**具体的危険立証説**—受忍限度を超える**具体的危険発生**の**不可避性**が**通常人の疑いのないほど確実に立証**されない限り、差止請求を認めないという考え方

**抽象的危険性説**—**危険発生**の可能性、**極端な場合には安全性に不安**ないし**疑念**が持たれば、逆に**安全である**という**確証**がなされない限り、**差止請求を認容する**考え方

→ 「**具体的危険**」とは、**損害の規模**を考慮せず、**危険発生**の**確実性**を**求める点で限定的すぎる**。

### (3) 福島原発事故後にどの程度の安全性が求められるのか 危険性と安全性はコインの裏表の関係

#### ①従来 of 裁判例（**相対的安全性**）

「原子炉施設の安全性」とは、起こり得る最悪の事態に対しても周辺の住民等に放射線被害を与えないなど、原子炉施設の事故等による**災害発生**の**危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つこと**を意味し、およそ抽象的に想定可能なあらゆる事態に対し安全であることまで要求するものではない。」（浜岡一審判決）

#### ②福島原発事故後に求められている原発の安全性（**極めて高度な安全性**）

- 「（深刻な）災害が万が一にも起こらないようにする」（伊方最高裁判決）
- 「**福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするための安全性**」  
＝「**絶対的な安全性に準ずる程度に極めて高度な安全性**」

## (4) 原告が立証すべき「具体的危険性」とは？

原発には「極めて高度な安全性」が求められる以上、その反面として、原告の立証命題は人格権侵害の「具体的危険性」から「具体的危険の可能性(危険の発生が否定できない)」へとレベルを下げて再構築する必要がある。

## (5) 福島原発事故前に原発裁判を担当した元裁判官らの変化

### ① 高浜原発2号機訴訟一審裁判長の海保寛

「差止請求の場合の『危険の切迫』という要件も、従来のようなメルトダウンに至る切迫した『具体的危険』という厳格なものではなく、もっとゆるやかなものになっていく」

### ② 福島第二原発3号機訴訟二審裁判長の鬼頭季郎

「これまでは原告に『具体的・現実的危険』があることを立証するよう求められていたため、勝つことはなかなか難しかった。しかし今後は『具体的かつ想定可能な範囲の危険』があることを立証できれば良いという、ゆるやかな基準になることも考えられます。」

# リスクマトリックス

被害発生の確率・頻度など

頻繁	黄色	赤	赤	赤
蓋然性あり	黄色	赤	赤	赤
ときどき発生	黄色	黄色	赤	赤
想像できないわけではない	緑	黄色	黄色	赤
ありそうにない	緑	緑	黄色	黄色
およそ認識不能	緑	緑	緑	緑

些細

軽微

重大

大災害

損害の程度



受容リスク



低減すべきリスク



排除すべきリスク

下山憲治名古屋大学大学院教授作成図